



平成 21 年 6 月 24 日

各 位

東京都港区六本木一丁目 4 番 30 号
株式会社 A Q インタラクティブ
代表取締役 小 松 清 志
(コード番号 3838 東証第二部)
問い合わせ先
取締役 経営企画部長 染野 正道
電話番号 03-3586-8808 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 当社並びに株式会社アートゥーン、株式会社キャビア及び株式会社フィールプラスの各本社を統合し、事業効率を高めると共に経費の削減を図るため、現行定款第 3 条に所要の変更を行い、本店を東京都品川区に移転するものであります。

なお、本変更につきましては、附則にて効力の発生及び削除について規定するものであります。

(3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行 (いわゆる株券の電子化) されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条 (株券の発行) につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日
定款変更の効力発効日 平成 21 年 6 月 23 日

以上

【別紙】

変更案の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)コンピュータソフトウェア及び周辺機器の企画・開発・販売 (2)業務用遊戯機器の企画・開発・販売 (3)遊戯場の企画・運営 (4)コンピュータ通信及び電話を使用した情報処理の企画・開発・販売・運営 (新設) (5)次の業務を目的とした会社の株式を所有することによる当該会社の経営指導 ①コンピュータソフトウェア及び周辺機器の企画・開発・販売 ②業務用遊戯機器の企画・開発・販売 ③遊戯場の企画・運営 ④コンピュータ通信及び電話を使用した情報処理の企画・開発・販売・運営 (新設) (新設) (5)前各目に付帯関連する一切の業務 (6)前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)コンピュータソフトウェア及び周辺機器の企画・開発・販売 (2)業務用遊戯機器の企画・開発・販売 (3)遊戯場の企画・運営 (4)コンピュータ通信及び電話を使用した情報処理の企画・開発・販売・運営 (5)音楽、映像ソフトの企画・制作・販売・配給・配信 (6)次の業務を目的とした会社の株式を所有することによる当該会社の経営指導 ①コンピュータソフトウェア及び周辺機器の企画・開発・販売 ②業務用遊戯機器の企画・開発・販売 ③遊戯場の企画・運営 ④コンピュータ通信及び電話を使用した情報処理の企画・開発・販売・運営 (5)情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (6)広告宣伝に関する企画・デザイン・制作及び代理業 (7)前各目に付帯関連する一切の業務 (7)前各号に付帯関連する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>品川区</u> に置く。
(株券の発行) <u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、こ	(削除) (株主名簿管理人) 第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

<p>れを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>9</u>条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の外、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>8</u>条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款の外、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>9</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第<u>1</u>条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。なお、本条は、平成<u>22</u>年<u>1</u>月<u>6</u>日をもって削除されるものとする。</p> <p>第<u>2</u>条 第<u>3</u>条(本店の所在地)の規定変更は、平成<u>21</u>年<u>6</u>月<u>29</u>日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、同日をもって削除されるものとする。</p>